

各 位

会 社 名 日 本 通 運 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 齋藤 充 (コード:9062、東証第一部) 問合せ先 広 報 部 長 長谷川 浩 (TEL.03-6251-1111)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第111回定時株主総会に、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の売買単位を100株に集約する取組みを進めております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたします。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株へ変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第111回定時株主総会において、「2.株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関わる議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合をおこなう理由

上記「1.(1)単元株式数の変更理由」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、現行の売買単位あたりの価格水準を目安とし、また、株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、同水準にて株式併合を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日(実

質上9月29日)の最終の株主名簿に記載された株主様

の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成29年3月31日現在)	998, 000, 000 株
株式併合により減少する株式数	898, 200, 000 株
株式併合後の発行済株式総数	99,800,000 株

⁽注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少いたしますが、純資産等に変動はなく、1株当たりの純資産額は10倍となるため、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	57,479名 (100%)	998, 000, 000 株(100%)
10 株未満	1,298名 (2.3%)	4,549 株(0.0%)
10 株以上	56, 181 名(97. 7%)	997, 995, 451 株(100%)

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有する株主 1,298 名 (所有株式数の合計 4,549 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の 定めに従い、全ての端数株式を当社が一括して売却し、その処分代金を端数が生 じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少にともない、発行可能株式総数の適正 化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合の割合と 同じ割合(10分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

(7) 株式併合の条件

平成29年6月29日開催予定の第111回定時株主総会において、「2.株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記の株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条(単元株式数)を変更いたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日を もって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除いたします。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の変更内容は以下のとおりです。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

	(一般は交叉部分を介しよう)
現行定款	変更案
第2章株式	第2章株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行可能株式総数は、	第5条 当会社の発行可能株式総数は、
39 億 8,800 万株とする。	3億9,880万株とする。
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
<u>(新設)</u>	<u>附則</u>
	(定款一部変更の効力発生日)
	第5条および第7条の変更は、平成29年6月
	29 日開催の第 111 回定時株主総会の議案に係
	る株式併合の効力発生日である平成29年10月
	1日をもって効力が発生するものとする。
	なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日を
	もってこれを削除する

(3) 定款の一部変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第111回定時株主総会において、「2.株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日平成 29 年 5 月 9 日定時株主総会開催日平成 29 年 6 月 29 日 (予定)株式併合の効力発生日平成 29 年 10 月 1 日 (予定)単元株式数変更の効力発生日平成 29 年 10 月 1 日 (予定)発行可能株式総数変更の効力発生日平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

- Q1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。
- A1.全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的として、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する取組みを進めております。当社はこの取組みの趣旨を尊重し、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、現行の売買単位あたりの価格水準を目安とし、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

- Q2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。
- A 2. 単元株式数変更および株式併合に関する主なスケジュール (予定) は以下のとおりです。

平成29年6月上旬 (予定) 取締役会(株主総会招集決議)

平成29年6月29日(予定) 定時株主総会

平成29年9月27日※ 当社株式の売買単位が100株に変更

平成29年10月1日※ 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成 29 年 10 月下旬※ 株主様へ株式併合割当通知発送

※ 平成29年6月29日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

- Q3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。
- A3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ(株式市場の動向等の他の要因を除く)】 株式併合前 株式併合後

株式数	1株当たり 純資産額	純資産価値
1,000 株	500 円	500,000 円

→	株式数	1株当たり 純資産額	純資産価値
	100 株	5,000 円	500,000 円

Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日(実質上は9月29日)の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします(具体的なスケジュールはQ2.のとおりです。)。

【議決権数について】

単元株式数が 1,000 株から 100 株へ変更となりますが、株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になり、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、単元株式数変更および株式併合の前後で、所有株式数および議決権数は 以下のとおりとなります。

	効力発生前	
	所有株式数	議決権数
例 1	2,000 株	2個
例 2	1,200 株	1個
例 3	555 株	なし
例 4	7株	なし

	効力発生後		
	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
	200 株	2 個	なし
\Rightarrow	120 株	1 個	なし
	55 株	なし	0.5 株
	なし	なし	0.7 株

- ・例2および例3では単元未満株式(効力発生後において、例2は20株、例3は55株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利用できます。
- ・例3および例4において発生する端数株式相当分(例3は0.5 株、例4は0.7 株) につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対 して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは株主様が口座を開設されている証券会社にお問い合わせください。

- Q5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。
- A 5. 特段のお手続きの必要はございません。
- Q6.1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。
- A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し又は買取りのお申し出は、株主様が口座を開設されている 証券会社において受け付けております。証券会社に口座を開設されていない株主様は、 後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点は、株主様が口座を開設されている証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号:0120-232-711 (通話料無料)

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

以 上